

■医療的ケア児とは？

人工呼吸器や経管栄養、酸素吸入など、日常生活を送るために医療を必要としているお子さんのことです。子どもが医療的ケア児になると、親が仕事を辞め24時間付きっきりで世話をしなければいけないなど、家族への負担が大きくなります。看護師配置に伴う財政的負担などの理由から、施設側の体制が整わず、保育園に入園できずに在宅で過ごすこともあるため、社会的孤立を招きやすいという問題があります。

■医療的ケア児を取り巻く環境

医療技術の進歩に伴い、難病や障がいを持つ多くの子どもの命が救われている一方で、医療機関を退院した後も、医療的ケアを必要とするお子さんは増加傾向にあります。厚生労働省は3年9月に医療的ケア児やその家族に対する支援法を施行し、保育所や学校に看護師を配置する補助事業に力を入れています。学校側に対しては「在籍する医療的ケア児が『保護者の付き添いがなくても』適切な医療的ケアを受けら

れるようにするために、看護師などの配置その他の必要な措置を講ずるものとする」とし、学校での医療的ケアのあり方を掲げています。

■市の取り組み

市では、医療的ケアが必要なお子さんをお持ちのご家族からの相談を受け付けています。育児や子どもの発達に関してご相談を受けたり、さまざまな制度やサービスについて情報を提供したりしながら、関係部署と連絡・調整をし、保育園や支援事業などの利用につなげていきます。また、子ども発達支援センターと連携し、子どもたちの活動の場の提供や、小学校に就学する際の就学支援なども行っていますので、いつでもご相談ください。

■問い合わせ・申込先

子育て世代包括支援センター（☎ 34-2904）
子ども発達支援センター（☎ 23-4618）

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

🍀 親子ふれあいプログラム

市内で唯一、商業施設で開設している子育て支援センターです。土曜日も開設しています。毎月1回、イベントも実施。保健師さんなどによる育児の参考になるお話や、季節のイベント、手作り制作など、さまざまな内容を企画しています。参加を希望する人は、スタッフに声を掛けてくださいね。



👉 季節の親子制作は大人気!!



エンゼルフラザみずさわ (メイフル地下) ☎ 22-2385



👉 みんなで楽しく「産後ダンス」

👉 だるまさんの絵本、みんな集中して聞いています

広 告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第 49 回 市在宅医療介護連携出前講座「医療と介護のおきがる講座」 / 市地域包括支援センター

超高齢社会の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「自分たちでできることは何か」「必要な備えは？」「自分らしい生き方って何？」など、人生の終い方も含めて一緒に考えてみませんか。

医師や市保健師などが、安心な暮らしにつながるヒントを伝えます。これまで、老人クラブや町内会などいろいろな地域の集まりに出向いており、その回数は延べ 21 会場（約 500 人参加）となっています。参加者からは、「このような話は初めて聞いた。若い人たちにも聞いてほしい」「これから先の人生を考えさせられた。すぐに取り組みたいと思う」といった感想をいただいています。

団体やグループからの申し込みに応じ、出前講座

を開催しますので、お気軽にお問い合わせください。

■対象 地域の団体や企業など（おおむね 10 人以上）

■日時 原則平日の午後、2 時間程度 ※**土日祝**や夜間の開催を希望の場合はご相談ください

■場所 申込団体・グループが活動する場所

■費用 無料

■内容 ①医師講話「人生 100 年時代をどう生き抜くか～医療・介護現場からの警鐘、人口減少社会に向けて～」、②わたしの生き方ノート（奥州市版エンディングノート）の紹介

■申し込み方法 開催希望日の 3 カ月前までに、市地域包括支援センターへ申し込む

■問い合わせ＝市在宅医療介護連携拠点（市地域包括支援センター内・☎ 34-2906）

はい、
こちら

総合相談室

(☎ 34-2915、FAX 24-1991)

消費生活相談

前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週 ㊗	10:00～15:00 要予約
胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週 ㊗	
江刺総合支所 市民生活グループ	毎週 ㊗	10:00～15:00 要予約
衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週 ㊗	

契約に関するトラブルは「**188**（いやや）」に電話

皆さんは「消費生活センター」や「**188**」という単語を聞いたことはありますか？ 消費生活センターは、商品、サービス、電話勧誘、訪問販売などの契約に関するトラブルや、悪質商法、製品事故などに対する相談に、専門の相談員がお応えする所です。相談員は、助言や情報提供のほか、必要に応じて業者と消費者の間に入る「あっせん」を行いトラブル解決のお手伝いをします。市では「市民課総合相談室」が、この役割を担っています。

総合相談室では、日々市民の皆さんからの相談を受け付けていますが、消費者被害の解決のお手伝いだけではなく、消費者被害に遭わないための「出前

講座」も行っています。消費者被害は予防が大事です。新しい手口も出てきており、皆さんにお伝えしたい情報がたくさんありますので、ぜひ出前講座を活用ください。

また、4 月 1 日から 18～19 歳も成年となりました。悪質業者はこの機会を狙っています。契約に関するトラブルに巻き込まれたら、どこからでも「**188**」に電話をしてください。電話をすると、最寄りの相談窓口を案内され、相談ができます。進学や就職で奥州市を離れる人も、『消費生活で困ったら「**188**」に相談!』

これだけは忘れないでくださいね。



広 告